

# GAP 普及ニュース

来る8月18日-19日の両日、茨城県つくば市で、農業情報学会主催の「GAP 導入シンポジウム」が開催されます。



第21回 食・農・環境の情報ネットワーク全国大会

## GAP 導入シンポジウム

テーマ：「GAP 導入とそのあり方」

ねらいは「どのようにGAPを普及させるか」です。

キーワードは「農業者として守るべき最低限のマナー」です。

普及のキーポイントは「普及指導員・営農指導員」による現地指導です。

農業者と関係者が「GAPを正しく理解」し、それぞれ「何をするのか」、「どうすればそれができるのか」、「どうすれば効果的に普及できるのか」ということを足元から考えます。

日時：2009年8月18日(火)～19日(水)

場所：文部科学省 研究交流センター内 (国際会議場)

〒305-0032 茨城県つくば市竹園2-20-5 電話：029-851-1331

主催：農業情報学会、GAP普及センター

後援：全国農業改良普及支援協会(予定)、日本農業法人協会(予定)

受講料：(資料代) 主催団体の会員：¥10,000、一般：¥15,000、学生：¥3,000

対象者：生産者、農業法人、農協、出荷組合、産直団体、普及センター、農林行政機関  
卸売市場、卸売会社、農産加工会社、小売店、外食企業、大学、学術団体、他

### GAP 導入シンポジウムのプログラム (予定)

#### 1日目【8月18日(火)】

《午前10時》開会

主催者 挨拶 大政謙次 (農業情報学会会長 東京大学大学院教授)

来賓 挨拶

《午前10時30分-12時00分》

基調講演：日本とヨーロッパのGAPの比較とGAPの意味するもの

田上隆一 (農業情報学会副会長、(株)AGIC)

—昼食—

《午後 1 時 00 分》

特別講演：ヨーロッパ農政の新しい流れ—OECD、スイスを中心にして—

山田優（日本農業新聞 編集委員）

《午後 2 時 00 分》

講演：世界の認証制度—ISO と GAP—（仮題）

池戸重信（宮城大学教授）

《午後 3 時 00—3 時 30 分》

質問および総合討論

—休憩—

《午後 3 時 45 分》

解題①：農業普及の新しい波と GAP 指導者養成のあり方

山田正美（福井県農林水産部 技幹）

解題②：普及指導員と営農指導員のための GAP 指導者養成講座の実績報告

田上隆一（農業情報学会副会長、(株)AGIC）



《午後 5 時》閉会

《午後 5 時 30 分》交流会（グラウンド東雲）

## 2 日目【8 月 19 日（水）】

《午前 10 時》開会

テーマ：GAP 普及の課題と指導者養成のあり方

- 話題提供：
- ① 県行政（栃木県農政部生産振興課 日野赤彦）
  - ② 県普及部門（福井県農林水産部 食の安全安心課 久保長政）
  - ③ 試験研究機関（大分県農林水産部 研究普及課 吉松英明）
  - ④ 農業協同組合（東予園芸農業協同組合 生産指導部 首藤文宏）

—昼食—

《午後 1 時 20 分》

質疑および総合討論

《午後 2 時》

講座：GOOD アグリと BAD アグリの判り易い 50 の事例

田上隆多（GAP 普及センター代表）

《午後 3 時 00 分》

各論・事例等の質疑、意見と提案

《午後 3 時 30 分》閉会

案内と申込	<a href="http://gapcenter.jp/conf21/index.html">http://gapcenter.jp/conf21/index.html</a>
連絡先	大会事務局 電話：029-861-4900 E-mail：info@gapcenter.jp

## 《日本が取り組む GAP の意義》 『連載第 6 回』

### 「GAPの正しい理解と、日本農業のための法規制とGAP規範作りが必要」

田上隆一

前回（本連載の第5回）は、EUの法令（規則と指令）に基づいたGAP規準（JGAPなど）を、日本の農業に相応しい規準に置き換えるためには、日本の農業を総合的に捉えて、関連する法令・規則の充実を図るとともに、それらを反映させたGAP規準にすることであり、「行政は、日本農業の持続性を考えた『GAP規範（Code of GAP）』を構築することが必要です」と述べました。

JGAP 規準が模範としている GLOBALGAP 基準では、最初に出版された EUREPGAP 規準文書の前書きで、「EUREP（欧州小売業団体）のメンバーは、すでに多くの生産者、生産者団体、生産者組織、地方・政府組織によって開発・改良され、環境に対する悪影響を最小化することを狙った農業システムの絶大な進展を認めている」と述べています。

欧州では、1991年の「硝酸指令」など関連法令が制定されて以降の約10年の間に、環境負荷を低減するためのGAP（適正農業管理）が定着していました。これらの政策的なGAP規範の詳細規定は国によって若干の相違があったので、EU圏域で自由な経済活動を行う EUREPのメンバーは、EU加盟各国のGAP規範のうちの共通項目を集めて、EU全体で使用できる商業的なGAP規準（取引基準）としてEUREPGAP規準を作成したのです。

規準文書の前書きには次のように書かれています。「EUREPGAP規準は、EUREPのメンバーである小売業者が許容できる仕入基準の最低限度を明らかにしたものである」と。つまり、EUにおける適正農業の最低基準としてEUREPGAP規準を作成したということです。

ちなみに、EUREPGAP規準文書（ver\_Sept.\_2001\_Rev.02）で規定しているのは、次の15項目です。

- 1：追跡可能性（トレーサビリティ）、2：記録の保存、3：様々な品種と根菜類、4：耕作地の履歴と管理、5：土壌と基質の管理、6：肥料の取扱い方、7：灌漑、8：作物保護（病虫害防除）、9：収穫、10：収穫後の処理、11：廃棄物と公害、資源リサイクル、再利用、12：労働者の健康・安全・福祉、13：環境対策、14：法令順守の書類、15：内部監査

管理項目の1. 2. 3. および15. は、農産物の商品を確認するための仕入条件として規定されたもので、それ以外の項目4. から14. は、環境負荷を低減するためのGAP（適正農業管理）としてEUの農業者に定着していた共通項目が中心です。

この時点（2000年頃）で、EU加盟国の間にGAPのレベルに差がありました。農業による環境汚染をゼロにするか、極力減らすこと（環境負荷低減）が目標のところと、さらに進んで地球の循環機能への便益をもたらす積極的な取り組み（生物多様性の助長）を目標とするところの違いです。



この点への対応に関して、EUREPGAP規準文書の前書きには、「**EUREPGAP規準はEU内の最低基準なので、個々の小売業者の中にはこれ以上の基準を求める会社もある**」と書かれています。実際に、EUREPの中心メンバーでもあるイギリスのスーパーマーケットであるTESCO（テスコ）では、NATURE'S CHOICE（ネイチャーズ・チョイス）UK Code of Practice（イギリス管理規範）に基づく農業実施基準によって農産物商品の自社ブランドを構成しています。そして、ネイチャーズ・チョイス規準の前書きには、「**テスコに供給された農産物の生産者は、環境保護、環境便益、健康の保護、自然や他の素材・化学物質を用いた素材の効率的な使用を実行する責任を果たしていることを保証する**」と書かれています。ちなみに、ネイチャーズ・チョイス（July 2001 – Issue 1/Rev. 6）で規定している管理項目は、以下の通りです。

1：農薬の効率的な利用、2：肥料の効率的な利用、3：環境汚染の防止、4：人間の健康の保護、5：エネルギー、水、その他の自然資源の効率的な利用、6：資源のリサイクルと再利用、7：野生生物、自然景観の保護と充実

管理項目の1から7の全てが環境を守るためのGAP規準であり、「**ネイチャーズ・チョイスは、農産物や観葉植物の栽培、箱詰め、出荷までの間にある重要な問題点を明らかにし、これに対処することで、環境への影響を最小限にすることを目的としています**」と言っています。その内容は、イギリス政府の「環境・食料・地方省」（DEFRA）が発行しているGAP規範（Code of Good Agricultural Practice）の環境に対する遵守規則を踏襲しており、ネイチャーズ・チョイス規準の一般規則で、化学肥料や堆肥の使用は「農水産食料省ウェールズ局のGAP規範、スコットランドにおいてはスコットランド環境保護局のGAP規範に従うこと、と具体的に記述しています。以上（連載5と6）から分かることは、

⇒欧州では、1990年代の初めから、EU（欧州連合）や国の指導のもとに、農業者や農業者団体がGAP（適正農場管理）を実施し、2000年頃にはEU内にGAPの普及が行き届いた。

⇒GAPの目的は「農業由来の環境汚染を無くすとともに、自然循環機能の保全に努めること」であり、持続型農業生産システムを構築し、安全な農産物を安定的に供給することである。

⇒GAPは、人類にとって農業が守るべき使命であり、農業者には適正管理（Good Practice）が義務付けられ、それに必要な経費は納税者が負担するという国民的なコンセンサスが得られている。

⇒現代農業に求められる適正管理は、①環境負荷低減、②持続的農業、③環境便益であり、それらの目標は農業が進むべき道の延長線上にある。

⇒EUREPという小売業団体は、「EUの農業者が守るべき最低限のマナー」に違反している農業者からは「農産物を購入しない」という基本的な考えとその基準を作った。

⇒そのために、EU内の最低基準としてのEUREPGAP規準を作り、EU外からの輸入農産物にも義務付けている。EU内の農業者の多くは、GAPより高いレベルのGAP規準+ $\alpha$ で取引している。





日本のGAPがモデルにしているGLOBALGAPは、「農業による環境負荷の低減および積極的な自然循環機能の保全に努め、持続的な農業生産システムを作ることと、食品の安全衛生と労働安全および動物福祉を図り、健全な農業となること」を目的としています。日本の流通業界が、世界的水準のGAP規準（商業GAP）を目指すのであれば、「食品安全に偏った日本のGAP」の概念を改め、世界のGAPについての正しい理解のもと、「政治は、日本の農業を総合的に捉えて、関連する法令の充実を図る」とともに、「行政は、日本農業の持続性を考えた『GAP規範』を構築する」ことが必要不可欠です。

## 農薬の空容器の処分方法の指導について

GAP普及センター 田上隆多

本年、某地域の茶生産組織のJGAP認証審査を担当しました。担当した農場審査で、マシン油乳剤の空容器がバケツ等に再利用されていました。これは、JGAP日本緑茶第1版項目11.3（下表）の④に反するため、その場で指摘しました。

管理点	適合基準
農薬の空容器の適切な保管	<p>農薬の空容器は下記のことを守って保管している。</p> <p>①空容器の処理と保管はラベルの指示に従う。</p> <p>②容器内に農薬が残っていない。</p> <p>③液状の農薬の場合は、空容器を水で3回以上すすぐ。すすいだ水は散布機のタンクに戻す。</p> <p>④空容器は他の目的に使用しない。</p> <p>⑤人間、動物、農産物や梱包材と接触しないように安全に保管する。</p>

このことについて、審査終了後のミーティングの際に、受審者側から以下の趣旨のような質問を受けました。

「マシン油乳剤の空容器は慣例的にバケツとして再利用している。また日本GAP協会のJGAP指導員研修で、マシン油乳剤の空容器の再利用はOKと説明された」とのこと。

この件について、審査機関に相談したところ、かつて協会に問い合わせたら、「JGAP指導員研修で、マシン油乳剤の空容器の再利用をOKと説明しているから、審査でもそのように対応して欲しい」と言われたということです。

現在、「日本緑茶」向けの指導員研修を担当している協会スタッフは、今後その指導方針を改める考えでいるということの間接的に伺っています。

なお、農薬工業会のHPでは、以下のように考えが示されています。

<http://www.jcpa.or.jp/user/guideline/index.html>

## 使用済み容器中の付着農薬の除去と空容器の処分について(平成 16 年 12 月改訂)

農薬使用後の空容器の不適切な廃棄による環境への影響を防止するため、回収・廃棄に際しての考え方を示す。

### 基本的考え方



- 農薬は余らせて廃棄することのないようにすべてを使いきる。
- 使用済み容器の洗浄液等は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。
- 洗浄済み空容器は他の用途には絶対に使わず、環境に影響を与えないよう適切に処理する。

注：農林水産省では、従来から「農薬の空容器は十分洗浄した上で、廃棄物処理業者への処理の委託等により、適切に処理すること」と指導している。また、農薬工業会の「農薬容器表示要領」に沿って上記の旨が農薬ラベルに表示されている。

### 1.使用済み容器中の付着農薬の除去法

#### 1.1 袋状の容器（紙袋。ただし、紙パック、プラスチック袋およびアルミ箔袋は、後述の「1.2 瓶や缶状の容器」に準ずる）

- 散布機や希釈用容器に中身の農薬を移したのち、さらに袋を軽く叩いて内面への付着分を散布機や希釈用容器に入れる。
- 眼に見えるような付着分がないことを確認し、たたんで保管する。

#### 1.2 瓶や缶状の容器（アルミ箔など洗える袋もこれに準ずる）

- 散布機や希釈用容器に、中身の農薬をボタ落ちが無くなるまでさかさにして移し終えた後、容器の約 1/4 量の水を加えて密栓し、よく振って散布液調製に使用する。
- この操作を計 3 回繰り返し、眼に見えるような付着分が無いことを確認する。
- 容器内の水をよく切って、まとめて保管する。

注：「水による 3 回洗浄法」により、現在農薬容器に用いられている瓶や缶状容器の内部に通常付着している農薬のほぼ 99.5%以上を除去できる（別表参照）。

（なお、油剤については、倒立して圃場に立てておく方法で付着分を除去する）

#### 1.3 揮発性農薬（例えばクロルピクリン剤等）の入った缶状の容器

缶の中のクロルピクリン等はできる限り使い切る。

缶の側壁面にわずかに付着した液は次の手順で処理し、空き缶は完全に臭気を抜く。

##### 1)付着液処理

周囲に影響を及ぼさない場所に、小さな窪みを作り、缶の口栓をはずし、缶をさかさにし、窪みの中に収まるように倒立させる。

缶が倒れないよう、土寄せをする。この時、缶の中の付着液が出やすくなるよう、まっすぐに立てる。（1～2 日で缶の付着液はなくなる）

##### 2)残臭処理（上記 1）の付着液処理後）

**方法-1**

そのまま1ヵ月ほど倒立させておき、缶を上向にして臭いを確認する。臭いが残っていればさらに1週間静置し、完全に臭いなくなるのを待つ。

**方法-2 (およそ3日で確実に臭気を抜く方法)**

口栓を開け、缶の底面に3~4箇所穴を開ける。

周囲に影響のない場所に缶を横倒しにし、風通しを良くする。缶が風で転がらないように、2~3缶をロープ等で束ねておく。

**3)回収**

残臭処理後、臭いが完全に抜けたことを確認して、圃場から回収する。空き缶を処理業者等に出す場合は、臭気が完全に抜けていることを確認する。

**1.4 エアゾール缶**

中身の農薬を使い切った後、火気のない戸外で噴射音が消えるまでガスを抜く。内容物が残っていると噴出して危険なので、使い切った後も缶に穴をあけないこと。

**2.付着農薬を除去した空容器の処分方法**

付着農薬を除去した空容器は他の用途には絶対に使わず、以下のように適切に処理する。

- 1.農家等農薬空容器排出事業者は、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。
- 2.市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。
- 3.農薬の使用済み空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところでは、当該システムにより処分する。

注：法律（廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）上の取扱い

プラスチック、金属、ガラスは産業廃棄物なので、許可を受けた産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者と委託契約し適切に処理する。その際には廃棄物処分管理表（マニフェスト）を発行し、最終処分を確認する。廃棄物処分管理表は5年間保存する。

紙は事業系一般廃棄物なので、許可を受けた一般廃棄物処理業者及び収集運搬業者と委託契約し適切に処理する。

(別表)

農薬 (剤型)	1回の洗浄で 除去した農薬量 (%)	2回の洗浄で 除去した農薬量 (%)	3回の洗浄で 除去した農薬量 (%)
A (液 剤)	98.45	99.43	99.43
B (乳 剤)	99.23	99.91	99.94
C (ゾル剤 A)	97.44	99.78	99.92
D (ゾル剤 B)	98.04	99.96	99.99

表の数字は、4回実施した洗浄液総量に含まれる農薬量を100とし、各回の洗浄液に含まれている農薬量をもとに除去率を算出し、累積除去率として表した。ただし、中の農薬を使い切ったらすぐに洗浄することが必要(付着分が固まると取れにくくなるものがある)。

(参考資料)

使用済み農薬空容器の種類、洗浄法、廃棄物の区分				
農薬容器の種類		洗浄法	廃棄物の区分	
容器の素材	容器の形態	3回洗浄	産業廃棄物	一般廃棄物
プラスチック類	プラスチックボトル、プラスチック缶、プラスチック袋、プラスチックキャップ・中栓その他(筒、チューブ)	◎	◎	
金属類	アルミ箔袋 金属缶 金属キャップ	◎ ○ ○	◎	
ガラス類	ガラス瓶	◎	◎	
紙類 (注)	紙袋 紙パック その他(紙筒など)	△ ◎ △		◎ 事業系

◎：適用      ○：一般に適用      △：個々に確認を要す

(注) 湿気防止のため、紙ベースに樹脂フィルムやアルミ箔などを貼り合せた容器と、樹脂を塗布したり、アルミ蒸着加工をした容器がある。

両者を貼り合わせた容器で、剥がせるものは、剥がして分別・排出する。

樹脂を塗布したもの又はアルミを蒸着した容器は、容器素材の大半を占める紙類又はプラスチック類と見なす。

銀色の包装容器類をライター等で燃やしたとき、燃えたり、チリチリと縮むものはアルミ蒸着加工したものであり、燃えず、変形しないものはアルミ箔と判断し、区別する。

農薬の空容器は、このようなことを参考にして、適正に対処されることが必要と思います。

## 《「GAP 普及センター・ユーザーの会」会員からの質問》

最近、あらゆる場面で「GAP」の3文字が問われることが多くなってきました。GAPの取組み、実践は、産地として、農業者として、農産物を扱う者として必須の事項になっています。当地区でも営農が主体となって準備を進めていますが、その中で、一つ教えていただきたいと思っています。

残留農薬検査用のサンプルを取る時、出にくいところから採取している場合が多く、この場合リスク分析ができません。GAPの観点から考えると、全く逆になっているはずですが。私が考えるサンプリングの方法として、隣接作物との距離が近い場合は、近いところを採取し、離れている場合であっても、収穫前に防除をしているのであれば、危険と思われる



ところを採取するのが好ましいと思うのですが、サンプリングするマニュアルのようなものは何かありますか。また、検査結果で残留農薬が検出された場合は、そこから何メートルはなれた場所から収穫する等の決まりはあるのでしょうか？

《回答》お尋ねのように、生産者にとって GAP はこれから避けては通れない課題です。

GAP は、ヨーロッパでは、1990 年代に EU の法令によって「環境保全のための農業者の最低限のマナー」である GFP (Good Farming Practice) として位置づけられ、ヨーロッパ各国の農業で実践されるようになったのです。2000 年になると、農業生産工程だけではなく、農業経営の全般に係る適切な管理「適正農業管理」=GAP (Good Agricultural Practice) として、食品安全や動物福祉なども GAP の管理項目になったために、食品関連業者が、農産物の取引条件として使うようになったのです。商用の GAP 規準は沢山ありますが、その代表的な規準が GLOBALGAP です。

こういう経過を辿ってきた GAP 普及の背景から、ややもすると、行政やスーパーなどに強制される「やらされる」農業生産規準だと考えがちです。また、そういう GAP 推進の仕方をしている担当者や企業・団体もあるようです。

しかし、「安全な農産物を、安定的に消費者に届ける」という農業の使命から考えれば、GAP は、生産者自らが積極的に取り組むべき重要なテーマです。農業という社会的な「仕事」の意味合いを考えれば、GAP は正に「農業者としての最低限のマナー」なのです。

「環境汚染を起こさない」、「食品汚染を起こさない」、そのために「予めリスクを検討し」、しかるべき「手を打っておく」ことが GAP の実践であることは、ご承知の通りです。

さて、ご質問に対する回答ですが、「残留農薬検査用のサンプルを採る時に、出にくいところから採取している場合が多く」、これでは、正しい「リスク分析ができません」。「GAP の観点から考えると、全く逆になっています」というご意見に、私も同感です。

生産者が自らのために実践してきた GAP (適正農業管理) です。努力してきたリスク管理ですが、その管理に間違いが無かったかどうか、うっかりして気付かないリスクなどがなかったかどうか、自分で検証することが「残留農薬分析」です。基準値オーバーが出て欲しくないという気持ちは良く分かりますが、そういう農業者としての気持ちがあればこそ、万に一つの漏れも逃さないよう「危険性の高いところこそ良く調査すべき」です。

ただし、農業者の「気持ち」で管理するのではなく、GAP は規則やシステムによる仕組みで管理するものです。GAP 実践の事務局は、科学的であることや客観的であることが求められます。GAP の実践に係る規則や手順を決めて、文書にしておくことが必要です。

部会に関係する全ての人達が守るべき「農場管理規則」を作成してください。「農場管理規則」は、部会全体で遵守する「団体事務管理規定」と生産者自身が遵守する「農場管理規定」で構成されます。

残留農薬検査に関する規程は「団体事務管理規定」の範疇です。この中に、「残留農薬検査」に関することを規定し、「誰もが規定を守ること」とすれば、この規程が正に生産者が守るべき GAP の規則になります。

このように規則にすることが大切なのです。GAP は真面目な「農家が頑張ること」ではなく、部会のみんなが当たり前のこと（最低限のルール）として実践することが大切なのです。



ですから、「団体事務管理規定」には、「違反規定」もあります。最低限のルールを守らない人には、今後ルールを守るようにしてもらわなければ困るのです。それも団体で行うGAPの重要な役割です。

「GAP普及センター」が、青果物生産部会に指導する際の「団体事務管理規定」の雛形から、「残留農薬分析」の項を抜粋して、以下に掲載しますので、参考にしてください。

なお、この雛形は、GAP普及センターの本「新版GAP入門」に掲載してあります。また、これらの規程の具体的な作成方法については、同じくGAP普及センターの本「GAP導入」に書いていますので、参考にいただければ幸いです。 《田上隆一》

## 6) 残留農薬分析

出荷する作物について、最低年1回、残留農薬分析を実施する。

### 6-1 分析の手続き

分析依頼の手続きは、全て事務局が行う。

### 6-2 分析機関

分析機関はISO17025取得、またはそれと同等と認められる試験機関とする。

### 6-3 サンプルング基準

残留農薬分析を依頼する検体のサンプルング基準は以下に従う。

#### (1) 対象農場の選択

全ての農場数の平方根以上の農場の圃場からサンプルングする。前回の検査でサンプルングされなかった農場を優先する。

#### (2) 対象箇所を選択

同一の栽培基準で栽培された圃場のうち、残留が心配される場合はその圃場から、そうでない場合は無作為に抽出する。

#### (3) 対象箇所を選択

同一の圃場内で農薬が多くかかり易い場所があれば、その部分から抽出する。そうでなければ、無作為に抽出する。

#### (4) 検体の必要量

作物ごとの必要最低限の量とする。

### 6-4 分析対象農薬の基準

(1) 作物ごとに使用した農薬成分の中で、分析機関と協議の上、分析が必要とされる成分について分析する。

(2) 周辺の圃場で使用された農薬のドリフトにより、農産物に汚染、残留の恐れがある場合には、周辺圃場で使用された農薬成分の中で、分析機関と協議の上、分析が必要とされる成分について分析する。

#### (3) 使用した農薬は

- ・栽培期間中に圃場内で使用した殺菌剤、殺虫剤、除草剤、展着剤、植物成長調整剤、農薬を含む肥料などの農薬をいう。
- ・栽培期間中には、種子消毒や育苗に使う農薬、土壌薫蒸などに使う農薬も含む。
- ・種子や種苗を購入した場合は種子消毒や育苗に使用した農薬も含む。

・畦畔やハウスの間などの圃場周辺に使用した除草剤も含む。

#### 6-5 残留農薬基準値について

- (1) 農場および事務局は、取り扱う農産物の残留農薬基準値について、常に最新の情報を把握していなければならない。
- (2) 事務局は、最新の残留農薬基準値一覧を農場に配布する。
- (3) 残留農薬基準値は、以下のホームページを参考にする。

※残留農薬基準値検索のホームページ

「食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の限量一覧表」

- ①食品で検索する場合は、「農産食品」を選択して「食品で検索する」をクリックする。次に、調べたい作物名をクリックすると、残留農薬とその基準値の一覧が表示される。
- ②農薬等で検索する場合は、調べたい農薬の頭文字を選択して「農薬等で検索する」をクリックする。次に、調べたい農薬名をクリックすると、作物名とその基準値の一覧が表示される。

## JGAP 運営・審査・認証の規則についての解釈のずれ

JGAP 審査員の一人から、次のような話があった。

「JGAP 審査（現地審査）において、必須項目、重要項目の適合率が 100%（努力項目は 100%未満）であるので、認証期間が 2 年間になるのではないか。」と受審者から問い合わせがあった。

日本 GAP 協会に電話で問い合わせたところ、「日本 GAP 協会が開催する研修（JGAP 指導員基礎研修など）で、必須項目と重要項目の適合率が 100%なら、努力項目の適合率が 100%未満であっても、有効期間が 2 年間になると説明してきた。そのように考えている」との回答があった。審査員側では、必須、重要、努力の全てのレベルの項目について適合率が 100%の場合にのみ、有効期間が 2 年間になると認識していた。

「JGAP 運営・審査・認証の規則 第 2.3 版（2008 年 11 月 13 日発行）」（以後、一般規則という）には、以下のように記載してある。

### 6.3 認証日、有効期限及び認証書記載事項

JGAP 認証書とは、農場・団体が JGAP 認証を与えられていることを示す文書である。

- (1) 認証日とは、審査・認証機関において認証と判定された日を指す。
- (2) 認証の有効期限は認証日から 1 年とするが、審査の結果、是正の必要なく JGAP 認証の基準を満たしていた場合、認証の有効期限を 2 年とすることができる。

現在の審査では、必須、重要、努力のレベルに関わらず、不適合項目に対して「是正要求」をしている。一般規則に「是正の必要なく JGAP 認証の基準を満たしていた場合」とあるが、これは、「是正の必要なく、かつ JGAP 認証の基準を満たしていた場合」と解釈できるからである。なお、是正要求に関する規定は一般規則には含まれていない。

今回の問題に関して、次のことが根本原因と考えられる。

- 1) 一般規則の内容について発効・運用の事前に読合せや解釈の確認が行われていない。
- 2) 一般規則の設計開発に審査機関が含まれていない。
- 3) 一般規則に是正要求に関する規定がない。

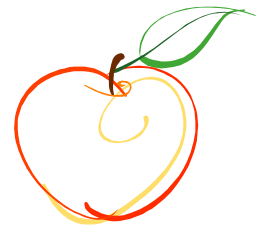
規則の整合を図るとともに、審査との齟齬をきたさないようにするために、  
審査機関との話し合いが必要である。 (規格管理部)

## 《特別寄稿》

青果物鮮度保持包装研究会会長 石谷孝佑

### ～今、りんごの故郷で異変が～

りんごの花が満開の5月の中頃に、残雪輝く岩木山のふもと弘前に足を運んだ。ここは、GAP（当時はEUREPGAP）の日本の第1号である「片山りんご(株)」がある。片山りんご(株)は、「農民の、農民による、農民のためのJGAP」を掲げ、日本のGAPのシンボリックな存在になっているところである。また、片山りんごと連携した由緒ある「岩木山りんご生産出荷組合」の故郷でもある。



ところがどうも様子がおかしい。片山さんのお宅に行ったら、りんごの木は切られ、庭にはブルドーザーが入ったような跡がある。片山りんごの業務提携先であった(株)農業支援の冷蔵施設の前には、「農業支援」の文字の入ったりんご用コンテナがうず高く積み、腐った大量のりんごからは液体が流れ出し、酸っぱい臭気が漂っている。何とも異様な状況である。これが、片山りんごから「販売権を確保した」という(株)農業支援の実力、本当の姿なのかもしれないと想像した。

(株)農業支援の噂もいろいろ聞こえていた。組合員である数名の生産者を訪ねたところ、この噂は地元の多くの人達にも知れ渡っていた。こともあろうに、組合の一部の生産者グループが「(株)農業支援」という商人と結びつき、組合やGAP部会を支配してりんご農家を囲い込もうとしているというのである。

あまりに違うので、2年前の「岩木山りんご生産出荷組合」の記事を読み返してみた。

『2006年10月、当出荷組合メンバーのうち、木村図、工藤浩、斉藤常彦の3名が、提携関係にある片山りんご(株)の支援のもと、JGAPを受審し合格しました。人は経済的利得がなければなかなか動きませんが、この先達の3名には、「世界水準を知りたい」「貿易自由化の流れの中で生き残るための条件を考えたい」、また「自分の体験を他人に伝えたい」という強い気持ちがありました。このような気持ちを持つ人達は、国の宝であると思います。

3人の中でリーダー役を努めたのは木村図氏です。このようなリーダーの下に同じ地区で農家を営む2名が志を同じくして集った形となりました。青森の農村には、地域の紐帯がしっかり残っており、きちんと相互扶助が機能します。良きリーダーさえ居れば、地域ぐるみでGAP認証





に挑戦し、認証を取得することは、それほど難しくないと思われています。

2007年には、私達の活動が功を奏したこともあり、JGAP 認証取得者は3名から14名に増加しました。先に取得した者が後に続く者を助けて審査に臨むという理想的な展開となりました。組合としても、引き続き JGAP 認証の取得を拡大する路線を採用し、2008年にはグループ認証による JGAP 認証を取得し、認証取得60名体制を構築し、2009年には当組合員全員（100名以上）の JGAP 取得という大目標を立て、実現に向けて日夜努力をしているところです』とある。

-----

この内容と現実とは大きく違っているようである。どうしたというのであろうか。

聞くと、去年収穫し、(株)農業支援に納めたりんごの精算金が極端に少なく、人によっては前渡し金を返済するよう請求書になっている例が続出しているようである。困った農家の前に09年産りんごの予約金をぶら下げ、資金に窮して予約を入れた農家にGAPを強要するというやり方のようなのである。今年の生産に使う資金もなく困り果てた人達が、片山りんごに設けられた「農業支援被害対策室」に集まり、(株)農業支援と交渉を始めるという。

本ニュース第6号の12頁にも少し触れているが、ヨーロッパでもGAPの導入時には、商業資本に思うようにやられるのではないかと、農民のGAP反対運動が起こったという。事実、ISOでも導入時に同じような問題があった。

GAPについては、生産者と商業資本が良い関係を作らなければ、GAP制度そのものを破壊してしまう懸念がある。事もあろうに、GAPのシンボリックな存在である「岩木山りんご生産出荷組合」が分裂し、JGAPを取得した一部の生産者が、農業の支援を標榜する商業資本の(株)農業支援と組んで、JGAPを囲い込みの道具として使い、JGAPの信頼性を破壊するような行動をとっているのである。

(株)農業支援の親会社であるイーサポートリンク(株)のHPには、「弘前を代表するりんご生産組合の販売権を取得した」とあり、同時に「販売責任は全てりんご生産組合に整理し、リスクを回避する」と株主に説明している。この意図は、「売れたりんごの代金だけ生産者に支払う」ということなのであろう。「売れなかったもの、腐ったものの代金は、1文も支払いません」ということだとすれば、こういう考え方は、公正な競争を定めた「独占禁止法」や下請けいじめを回避するための「下請法」にも抵触する反社会的な行為と言えよう。

生産者の中には、この背景には農地法の改正があり、「資金に困った生産者に少ない資金を貸し、返せなくなった人から土地を取り上げようとしている」と考えている人もおり、それを恐れている人もいた。取り上げた土地で、農民にJGAPを取らせ、昔の小作のように働かせ、JGAP付のりんごを確保するという筋書きもあると聞いた。

まともな代金を手にできない生産者の中には、この梅雨時に必要な薬剤散布や摘果もできない人達がいる。パートの賃金が払えない人もいる。そうした、「農業支援被害対策室」に駆け込んだ生産者達は悲鳴を上げている。お金を貰えない生産者も、借りたお金を返せない生産者も、どんな思いをしても、りんごを育てたいともがいている。りんごを育てることが彼らの生業だからである。だんだん実が大きくなっているが、このりんごは誰がどのように収穫するのであろうか。





## 《ひとこと》「GAP 普及センター・ユーザーの会」会員からの寄稿

東京海洋大学大学院 日佐和夫教授（農博）より

こんなお便りがありました。

最近の事故を見ていますと技術的側面もありますが、雪印や事故米での文書監査の技量、事故米や日本郵政での現地（確認）監査の技量が低下しているように思います。マニュアル化されたチェックリスト監査も重要ですが、問題摘発のためのポイント監査もそれ以上に重要と思います。

最近、工場監査される方は、被監査者や上司からの見落としを攻められるのを気にしてチェックリスト監査に依存しているように思います。また、チェックリストに基づいて監査して事故が起こっても、それが弁解になっているようです。

チェックリスト監査は、予測された事故を未然に防ぐ監査です。予測されない事故を防ぐにはポイント監査のセンスも必要です。顧客は、チェックリストによる当たり前の監査を求めているのではなく、専門家の視点からのポイント監査を求めていることを忘れてはいないでしょうか。私は、チェックリストは相手に提示するものではなく、監査の過程で監査員が参考にするために使用するものと考えています。

チェックリスト監査を中心に考えられている監査員は、まだまだ力量が足りないと思って下さい。また、チェックリスト監査員が多いことで、食品業界が迷惑していることも理解して下さい。

このお考えには全く同感です。GAP をチェックリストだと考え、GAP のためと言ってチェックリストのことだけを考え、チェックリストに縛られている関係者が多すぎます。

農業は、非常に多様で複雑な知識と経験を要求される仕事ですから、農業現場では予測されない事故が多く、チェックリストだけでは監査が困難です。このことは実際の事故事例が良く物語っています。

日佐先生の「チェックリスト監査員が多いことで、食品業界が迷惑していることも理解してください」という訴えは、そのまま GAP 関係者に当てはまります。

チェックリストだけに頼らず、現場の問題摘出のための見る目を養い、日々レベルアップしていただきたいと思います。

(業務部)

## 【編集後記】

09年度のGAPシンポジウム（8月18-19日、於：茨城県つくば市）が近づいてきた。一人でも多くの人達に、ヨーロッパにおけるGAPの取組みの歴史とGAPが目指しているものを理解していただきたいと願っている。そして、日本の農業生産において、どのようなGAPが重要であるのかを考える機会にしていきたい。

前回も触れたが、スペインのGAPでテクニコ（技術員）の人達が力を発揮していたが、日本のGAP普及においても「要」は普及指導員の方々であろう。期待してやまない。

日本では、GAPの一面である「食品安全」ばかりが強調されている。しかし、食品安全

で一番問題があるのは、むしろ小売段階であり、「いたづら防止」が課題になっている欧米では、被害防止のために至る所に監視カメラを据え付けるようになっている。日本はまだまだ性善説の国であり、信頼のもとに農産物が作られており、これまで続けてきた農作業について、基本的な間違いをしなければ、安全性が大きく損なわれることはないと考えてよい。この「ないと考えてよい」というのを「ない」という段階にレベルアップさせるのがGAPであると考えられることもできる。

もっとも恐れるのは、流通側の「GAPでなければ取り扱わない」という一種の強要であり、生産者に「やらせるGAP」である。幸い、GAPを取得している人の多くは、高く売ろうという動機でGAPを取得している人は殆どいない。「消費者に安心して貰おう」、「生産者としての当然の取組みである」と言っていたら、大変嬉しい。このような取組みの事例については、近々出版される「GAP導入事例」を是非参考にさせていただきたい。

しかし、商人の中には、GAPを梃子に「農産物を高く売ってやろう」とする動きがあるのは残念である。農産物を高く売るのは美味しさや栄養価などの優れた品質の農産物であり、「安全性」は、食品衛生法の冒頭にもあるように、当然食品に備わっていなければならないものである。



(食讚人)

**【目指すGAPの理念】** GAP（適正農業管理）は、農業者が自主的に取り組むものであり、審査・認証制度によって得られた信頼を通して広く国内・国際社会に認知され、公の規準として機能させるべきものです。GAPは、農産物の安全性を確保して消費者を守り、持続的農業生産により自然環境を保全し、併せて生産者自身の健康と生活を守るものです。

これには、日本の法律・制度や社会システムに合ったあるべき日本農業の姿を規定した日本版「適正農業規範」（GAP規範）が不可欠です。

## 新版『GAP入門』—食品安全と持続的農業のために—

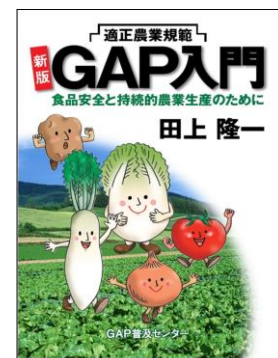
好評発売中 定価 1,995 円(税込)

ご好評により、1月末から2刷になりました。

都合 6,000 部が読まれることになり、嬉しく思っています。

さらに一層、GAP導入の取組みにお役立て下さい。

購入ご希望の方は、下記のGAP普及センターまでお申込み下さい。また、書店でも販売しています。



## 【好評発売中】 適正農業規範『GAP導入』

—消費者の信頼確保と健全な農業管理の手引き—

『GAP導入』が1月に発刊されました。定価 1,995 円 (税込)

GAPを導入するときの考え方や取組み法などについて、農業普及員や営農指導員への指導実績を元に具体的に詳しく解説しています。購入ご希望の方は、GAP普及センターまでお申し込みください。

また「幸書房」の配本により、全国の書店でも入手できます。



『適正農業管理「GAP」導入シンポジウム』（2009.3.9-10）  
 —農業情報学会 第20回食・農・環境の情報ネットワーク全国大会—の資料

適正農業規範『日本農業を救うGAPは?』および当日講演のパワーポイントのコピー5件をセットにして3,000円、『GAP導入』を加えて5,000円（送料込み）でお分けています。GAPの導入にお役立て下さい。

【近刊の予告】—適正農業規範—「GAP導入事例」 予価1,995円

現在GAP普及センターでは、GAP認証を受けた団体の経験談や様々な事例をまとめて、「GAP導入事例」として出版を予定しています。これからGAP取得にチャレンジしようとしている方々や認証を受けた後のレベルの向上を目指している方々の参考になるものです。ご期待下さい。発刊は7月の予定です。

「GAPユーザーの会」へのお知らせ

3月のシンポジウムの際に、多くの方々にご入会いただき誠に有難うございました。これからも会員の皆様の良き相談相手となって頑張ってお参りますので、宜しくお願い致します。会員の方は、どうぞお気軽にご相談ください。

(ユーザーの会事務局)

GAP普及ニュースは隔月発行です（1月 3月 5月 7月 9月 11月）

「GAPユーザーの会」会員募集

GAP普及センターは、GAPに取り組む生産者（個人・グループ）と、GAP導入を指導する普及員や指導員の方々への継続的なサポートを実現するために、「GAPユーザーの会」を開設しています。会員には、「GAPの無料相談サービス」、「GAP普及セミナー」への優待、「GAP普及ニュース」のお届けなどのサービスを提供致しております。

年会費 個人会員1万円／団体会員2万円・・・GAP普及ニュース購読＋GAP相談  
 《いずれの会員も自由投稿を歓迎しています。皆様の疑問にお答えします》

問合せ先・申込み先

GAP普及センター

〒305-0035 茨城県つくば市松代4-9-26-203 ㈱AGIC内

☎ : 029-856-1201 Fax : 029-856-0024

E-mail : info@gapcenter.jp URL : http://gapcenter.jp/